

2024 年 行政書士試験

本試験分析 速報

資格の大原

1 合格基準

1 配点

試験科目		出題形式		出題数	配点
法令等	憲法、行政法、民法、商法、基礎法学	択一式	5肢択一式	40問	160点
			多肢選択式	3問	24点
		記述式		3問	60点
	計			46問	244点
基礎知識	一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護、文章理解	択一式	5肢択一式	14問	56点
合計				60問	300点

※「法令等」は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」の略です。

※「基礎知識」は、「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」の略です。

※択一式 5肢択一式：1問につき4点

多肢選択式：1問につき8点 空欄（ア～エ）1つにつき2点

※記述式 1問につき20点

2 合格基準

次の要件をすべて満たした者が合格となります。

- ① 「法令等」の得点が、満点の**50%以上**（122点以上）である者。
- ② 「基礎知識」の得点が、満点の**40%以上**（24点以上）である者。
- ③ 試験全体の得点が、満点の**60%以上**（180点以上）である者。

※問題の難易度により、補正的措置が加えられる場合があります。例えば、2014年の合格基準は、試験問題の難易度を評価し、次のとおり補正的措置が講じられています。

- ① 「法令等」の得点が、110点以上である者。
- ② 「一般知識等」（当時の名称）の得点が、24点以上である者。
- ③ 試験全体の得点が、166点以上である者。

2

本試験分析

1 正解率

問題番号	科目	正解	正解率
問題1	基礎法学	4	45.4%
問題2	基礎法学	3	63.6%
問題3	憲法	5	50.2%
問題4	憲法	2	64.5%
問題5	憲法	3	73.8%
問題6	憲法	1	48.6%
問題7	憲法	4	53.0%
問題8	行政法	5	58.8%
問題9	行政法	2	62.9%
問題10	行政法	4	82.7%
問題11	行政法	5	55.6%
問題12	行政法	2	86.6%
問題13	行政法	1	73.5%
問題14	行政法	5	87.5%
問題15	行政法	4	58.5%
問題16	行政法	5	69.0%
問題17	行政法	2	88.8%
問題18	行政法	4	80.5%
問題19	行政法	3	43.5%
問題20	行政法	1	79.2%
問題21	行政法	3	91.1%
問題22	行政法	1	68.1%
問題23	行政法	5	62.0%
問題24	行政法	4	71.9%
問題25	行政法	3	69.6%
問題26	行政法	2	51.4%
問題27	民法	1	78.3%
問題28	民法	1	65.2%
問題29	民法	4	83.7%
問題30	民法	3	69.0%
問題31	民法	2	44.1%
問題32	民法	5	46.6%
問題33	民法	5	24.9%
問題34	民法	3or5	93.6%
問題35	民法	2	42.8%
問題36	商法	2	33.5%
問題37	商法	4	51.4%
問題38	商法	4	58.1%
問題39	商法	3	42.2%
問題40	商法	1	21.1%

問題番号	科目	正解	正解率
問題41ア	憲法	8	20.4%
問題41イ	憲法	2	22.7%
問題41ウ	憲法	4	70.3%
問題41エ	憲法	10	91.1%
問題42ア	行政法	13	63.9%
問題42イ	行政法	18	39.3%
問題42ウ	行政法	4	77.3%
問題42エ	行政法	10	75.7%
問題43ア	行政法	16	45.0%
問題43イ	行政法	7	55.3%
問題43ウ	行政法	13	12.1%
問題43エ	行政法	3	39.3%
問題44	行政法	—	—
問題45	民法	—	—
問題46	民法	—	—
問題47	一般知識	5	85.6%
問題48	一般知識	5	80.8%
問題49	一般知識	2	42.2%
問題50	一般知識	2	83.4%
問題51	一般知識	3	82.7%
問題52	諸法令	1	87.9%
問題53	諸法令	5	98.1%
問題54	情報等	1	43.1%
問題55	情報等	2	10.5%
問題56	情報等	4	53.4%
問題57	情報等	4	64.5%
問題58	文章理解	2	95.8%
問題59	文章理解	4	96.8%
問題60	文章理解	1	97.4%

2 平均点

	法令等※	基礎知識	全体※	合格率
2020年	112.6点	42.3点	154.9点	10.72%
2021年	116.1点	37.0点	153.1点	11.18%
2022年	113.6点	38.4点	152.1点	12.13%
2023年	109.9点	39.7点	149.6点	13.98%
2024年	112.0点	40.9点	152.9点	—

※ 記述式は除く

3 基礎法学

1. 平均正解数

2022年	2023年	2024年
2問中1.0問	2問中1.0問	2問中1.1問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題1	英米法と大陸法	B
問題2	訴訟の手続の原則	B

※ランク A…正解率70%超、B…正解率70%以下40%以上、C…正解率40%未満

3. 総評

基礎法学は例年どおりである。今年は過去問学習で正解を導き出せる問題がなかった。基礎法学に関しては、現場思考で常識的に判断する対応も重要である。

4 憲法

1. 平均正解数

① 5肢択一式

2022年	2023年	2024年
5問中3.3問	5問中1.7問	5問中2.9問

② 多肢選択式

2022年	2023年	2024年
空欄4個中1.8個	空欄4個中1.2個	空欄4個中2.0個

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題3	人格権と夫婦同氏制	B
問題4	インターネットの検索事業とプライバシー	B
問題5	教育	A
問題6	選挙制度の形成に関する国会の裁量	B
問題7	国会議員の地位・特権	B
問題41ア	婚外子の法定相続分を嫡出子の2分の1と定めていた民法規定	C
問題41イ		C
問題41ウ		A
問題41エ		A

3. 総評

憲法は難化した昨年と比較すると得点できているが、ストレートに解ける問題は多くなかった。上位群（27%）と下位群（27%）の差を弁別指数といい、この差が高いほど良問であるとされる。別の見方をすればこの差が大きい問題が合否を分けた問題ともいえる。

データを分析すると、5肢択一式で合否を分けた問題は問題4～7であり、差がついた問題が多かった。

5 行政法

1. 平均正解数

① 5肢択一式

2022年	2023年	2024年
19問中13.3問	19問中12.0問	19問中13.4問

② 多肢選択式

2022年	2023年	2024年
空欄8個中5.8個	空欄8個中6.8個	空欄8個中4.1個

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題8	法理論 行政行為（処分）	B
問題9	法理論 行政立法	B
問題10	法理論 行政法における一般原則	A
問題11	行政手続法 宅建業免許の取消しへの行政手続法の適用	B
問題12	行政手続法 行政指導	A
問題13	行政手続法 審査基準と処分基準	A
問題14	行政不服審査法 審査請求	A
問題15	行政不服審査法 総合	B
問題16	行政不服審査法 行政不服審査法と行政事件訴訟法の違い	B
問題17	行政事件訴訟法 処分取消訴訟における訴えの利益の消滅	A
問題18	行政事件訴訟法 抗告訴訟における判決	A
問題19	行政事件訴訟法 民衆訴訟および機関訴訟	B
問題20	国家補償 国家賠償	A
問題21	国家補償 国家賠償法1条に基づく責任	A
問題22	地方自治法 普通地方公共団体の事務	B
問題23	地方自治法 住民監査請求および住民訴訟	B
問題24	地方自治法 条例または規則	A
問題25	行政法総合 公立学校をめぐる裁判	B
問題26	行政法総合 公文書管理法	B

問題42ア	国家補償 損失補償	B
問題42イ		C
問題42ウ		A
問題42エ		A
問題43ア	行政事件訴訟法 実質的当事者訴訟（確認訴訟）	B
問題43イ		B
問題43ウ		C
問題43エ		C

3. 総評

行政法はやや難化した昨年と比較すると得点できている。データを分析すると、Aランク・Bランクのほぼすべての問題で上位群と下位群に差がついており、例年どおり、行政法が合否を分けたといえる。行政法で確実に得点することが重要である。

6 民法

1. 平均正解数

2022年	2023年	2024年
9問中4.8問	9問中6.2問	9問中4.5問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題27	失踪宣告	A
問題28	無効および取消し	B
問題29	不動産物権変動（相続）	A
問題30	抵当権と用益権	B
問題31	保証債務	B
問題32	無権代理・他人物売買	B
問題33	組合	C
問題34	不法行為	A
問題35	遺産分割	B

3. 総評

民法はここ数年難化傾向が続いている。まずAランクの問題をしっかりと正解したい。データを分析すると、Bランクの問題のうち特に問題28、30、31で差がついている。

7 商法

1. 平均正解数

2022年	2023年	2024年
5問中1.9問	5問中2.5問	5問中2.1問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題36	匿名組合	C
問題37	株主の議決権	B
問題38	監査等委員会設置会社の取締役の報酬等	B
問題39	株式交換	B
問題40	会社訴訟	C

3. 総評

商法はここ数年難化傾向が続いている。まず過去問出題論点、次に頻出論点である株式会社の設立、株式、株主総会、取締役・取締役会の基本事項をおさえておきたい。

8 一般知識

1. 平均正解数

2022年	2023年	2024年
－	－	5問中3.7問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題47	政治	A
問題48	中東やパレスチナ	A
問題49	日本円の外国為替	B
問題50	日本における外国人	A
問題51	ジェンダー	A

3. 総評

今年から「一般知識」という名称となった。時事問題の出題が多かったが、時事は、例年差がつく問題が少ない。新聞やニュース等で広く浅く時事を学習しておきたい。

9 諸法令

1. 平均正解数

2022年	2023年	2024年
－	－	2問中1.9問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題52	行政書士法	A
問題53	住民基本台帳法	A

3. 総評

今年から「行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令」が出題されることが明記された。基礎知識の中では比較的学習範囲が狭く、得点源としたい。

10 情報通信・個人情報保護

1. 平均正解数

2022年	2023年	2024年
3問中2.2問	4問中2.6問	4問中1.7問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題54	デジタル化環境での情報流通	B
問題55	欧米の情報通信法制	C
問題56	デジタル庁	B
問題57	個人情報保護法	B

3. 総評

情報通信・個人情報保護は4問の出題となっている。今年はやや難化した。問題56が差のついた問題となっている。

10 文章理解

1. 平均正解数

2022年	2023年	2024年
3問中2.8問	3問中2.9問	3問中2.9問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題58	空欄補充問題	A
問題59	整序問題	A
問題60	空欄補充問題	A

3. 総評

平均正解数は例年どおり。文章理解で3問正解したい。

3

記述式解説

問題44

【正解例】

国を被告として、免許処分又は拒否処分に対する取消訴訟を提起できる。(33字)

【解説】

1. 問題文の検討

本問では、「競願関係をめぐる最高裁判所の判例の考え方に照らし、Xは誰を被告として、どのような処分に対する取消訴訟を提起できるか」とある。

したがって、本問では、①被告、②取消訴訟の対象となる処分を記述すればよいことがわかる。

2. 知識・キーワードの抽出

判例は、テレビ放送局の開設に関する予備免許処分に関し、X（被上告人）とA（訴外財団）が競願関係にある事案について、「すなわち、本件のごとき場合においては、被上告人は、自己に対する拒否処分の取消しを訴求しうるほか、競願者（訴外財団）に対する免許処分の取消しをも訴求しうる」としている（最判昭和43.12.24）。

本問の場合、Xは、自己に対する申請を棄却する処分（拒否処分）に対する取消訴訟を提起することができるほか、Aに対する免許を付与する処分（免許処分）に対する取消訴訟を提起することができる。

処分をした行政庁が国又は公共団体に所属する場合には、処分の取消しの訴えは、当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体を被告として提起しなければならない（行政事件訴訟法11条1項一号）。

本問の場合、免許処分・拒否処分をしたのは総務大臣である。よって、「被告」については、総務大臣の所属する「国」ということになる。

問題45

【正解例】

動産売買の先取特権に基づき、甲を競売して優先弁済を受ける形で売買代金を確保できる。(41字)

【解説】

1. 問題文の検討

本問では、「Aは、甲についていかなる権利に基づき、どのような形で売買代金を確保することができるか」とある。

したがって、本問では、①いかなる権利に基づき、②どのような形で売買代金を確保することができるかを記述すればよいことがわかる。

2. 知識・キーワードの抽出

動産の売買によって生じた債権を有する者は、債務者の特定の動産について先取特権を有する（民法311条五号）。これを「動産売買の先取特権」という。

動産の売買の先取特権は、動産の代価及びその利息に関し、その動産について存在する（民法321条）。

本問の場合、動産の売買によって生じた代金債権を有する売主Aは、売買の目的物である甲について、動産売買の先取特権を有する。

先取特権者は、この法律その他の法律の規定に従い、その債務者の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する（民法303条）。

本問の場合、売主Aは、甲を競売して他の債権者に先立って代金債権の弁済を受ける形で売買代金を確保することができる。

問題46

【正解例】

AのBに対する登記請求権を保全するために、BのCに対する登記請求権を代位行使できる。(42字)

【解説】

1. 問題文の検討

本問では、「Aは、何のために、誰の誰に対するいかなる権利を、どのように行使できるか」とある。

したがって、本問では、①何のために、②誰の誰に対する権利を、③どのように行使できるかを記述すればよいことがわかる。

2. 知識・キーワードの抽出

登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受けた者は、その譲渡人が第三者に対して有する登記手続又は登録手続をすべきことを請求する権利を行使しないときは、その権利を行使することができる(民法423条の7)。つまり、登記請求権は代位行使の対象となる。

本問の場合、Aは、AのBに対する登記請求権を保全するために、BのCに対する登記請求権を代位行使することができる。